

赤川堤防の除草について

提 案	<p>赤川堤防の除草について、昨今高齢化等で複数の自治会が業者に委託している現状であります、他の自治会も悩んでおられることと察します。赤川重要水防区域の内、少なくとも矢口橋から前原橋までの間は堤防高が高くハザードマップでの影響範囲も大変大きく島根県内における河川除草として十分対応できる区間と思います。県内で不平等な扱いにならないように県として予算処置していただき、そしてハートフル河川愛護事業としては高齢化の上そもそも広すぎて困難と誰も思っています、よって県土整備事務所発注による除草を、雲南県土整備事務所へ相談して頂きますようよろしくお願い致します。</p> <p>最近の除草機械は草を粉碎するので集草運搬は不要と思われる費用も安価になることも県に話していただければ幸いです。</p>
回 答	<p>日頃より道路愛護作業等を通じて市道及び河川の維持管理にご協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>地域の皆様の除草作業等のご協力により市道及び河川の管理が出来ているところですが、地域によっては高齢化や人口減少から除草作業等の維持管理の継続が困難であるとの状況があることは認識しております。</p> <p>ご要望の赤川の除草につきましては河川管理者である島根県へ実施主体や除草範囲について協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(回答部署：建設部建設工務課)</p>